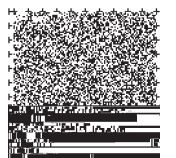


第 2 部

計画の内容



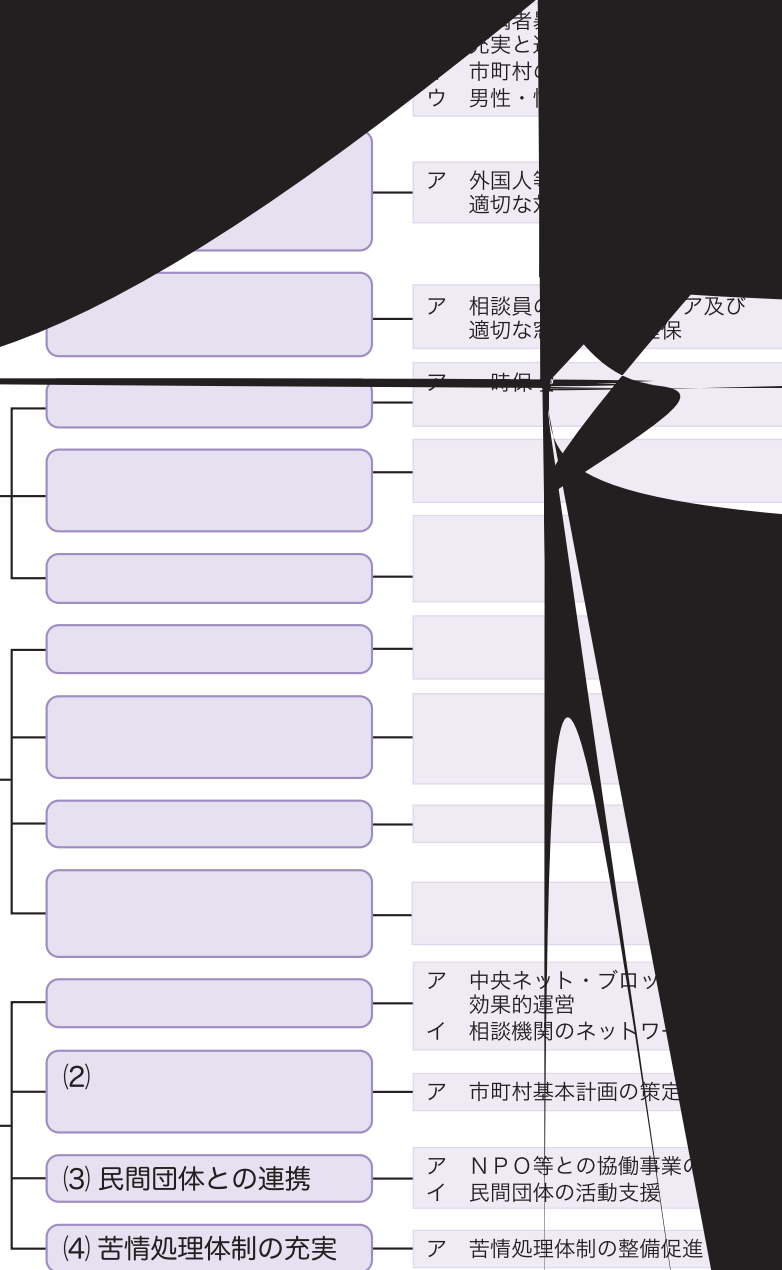
第2部 計画の

目 標

1 DVの根絶に向け
啓発と被害の防止
～暴力を容認しな
社会づくり～

4 被害者の自立のため
の支援
～心身の回復と
生活の安定～

5 関係団体との連携



○ 子ども

○ 被害者

施策の方向（3） 職務関係者の研修等の充実

【現状と課題】

- 被害者が窓口等で二次的被害を受ける（不適切な対応により、傷ついた被害者がさらに傷つけられる）ことがないように、直接の相談窓口だけでなく、関係する全ての職員が被害者の立場に配慮し、適切に対応することが必要です。
- 婦人相談員は、被害者の相談、支援に際して、相談員としての面接技術のほか、福祉関連施策に精通し、既存の社会資源等を十分に活用しながら被害者の立場に立った支援にあたる必要があります。このため、専門的な知識と経験を有する人材の確保及び養成が重要であり、被害者からの相談業務に携わる婦人相談員等に対し、DVに関する知識や相談技術の習得等、資質の向上を目的とした専門研修を実施し

【具体的施策】

ア 相談員の資質向上、ケア及び適切な窓口対応の確保

具体的施策	内 容	担当課(室)
相談員の専門性を高める研修の実施	○経験年数や対象者に応じた体系的・継続的な研修を実施し、相談員の理解を深めるとともに、専門的な知識や技術の向上を図ります。	
相談員の心理的なケアの充実	○相談員の心の安定がよりよい支援につながる	男女共同参画推進課 警察本部厚生課
相談マニュアルの随時修正と活用の拡充	○相談員が正確な知識や情報を持ち、適切な対応を行うための手引書である相談マニュアルの内容を再検討し、充実させます。	男女共同参画推進課





【具体的施策】

ア 適正な情報の管理

具体的施策	内 容	担当課(室)
関係窓口における適正な措置の確保	○市町村における住民基本台帳及び国民健康保険等の窓口担当課に ついて継続	

イ 司法手続きに関する情報提供

